

タイプ指示	添信用	執務用	計
主 信			
付			
属			

発送日		
添 價	ク イ プ	添 送

文書課長

公 信 案

(分限)

公 信 番 号	第	号	公 信 日 付	昭 和	年	月	日
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 ア ジ ア 局 長 金 沢 参 事 官 小 林 参 事 官 主 任 北 東 ア ジ ア 課 長			起 案 昭 和 43 年 10 月 22 日 電 話 番 号 〆 〆 〆 〆 〆 〆			
受 信 者 在 韓 金 山 大 使				発 信 者 大 臣			
送 付 先				(希 望 送 付 日) 月 日			
件 名 在 ソ ン プ 川 市 日 本 人 遺 骨 の 引 取 り に つ い て							

[Handwritten Signature]
①

在ソウル市 日本人遺骨の引取り

について

1. 在韓日本人墓地の实情調査及び日本人遺骨の引取りについては、わが方の
数次にわたる接衝にもかかわらず、在日韓国人
軍人軍属の遺骨問題に関連する韓国
政府の対応により、実施出来ず目下足踏み
状態にあり、この間1昨年^{在ソウル}旧西本館并廃

保遺骨の拝掃りがわが国要望なことは
 日韓兩國の民間有志の努力により、実現さ
 されたのである。わが方としては在
 日、在韓の遺骨問題の処理に待望している
 次第は御承知のとおりである。

2. にかよって、今後、在韓外国人遺骨奉還
 委員会委員長と、社用で訪日に来日し、厚木
 次氏(在韓日本人遺骨奉還委員会委員長、
 岸元総理に(古い)と在韓日本人遺骨
 引取りに付き連絡協議に在る李興
 烈氏(合同水産社長)が当首を来訪、在
 韓日本人遺骨の引取りに在る民間バ
 トルでの協議経緯を語り、
 ソウルに在る日本人遺骨の現状及び
 2人の引取り方法に在る次のとおり

述べた。(詳細は別紙オ1参照)

ソウルに於て日本人遺骨は現在ソウル市火葬場
貯蔵室に安置されて居るが、同火葬場は本年末
移設に着手する予定で、ソウル市当局は日本人
遺骨の処置に困つて居る。この際1954年の日西
本領事の場合と同様に一般遺骨問題に切替
へて、特殊ケースとしてこれを遺骨として取り扱
うことが可能と思う。

3. わが方としては当初方針どおり。(昭41.5.20付
理信重比が43(参照))在韓日本人遺骨問題
の一時的処置を原則とするも、おじ氏のよう
に如く、韓国側が遺骨の返還を求むる事柄
の移轉に依りその処置に困難に陥ると
すれば、わが方として、これを照会
するに依り出来ぬ立場に

より、何れの本件の中にも ~~朝鮮~~ 処置に課
 せらば、在韓日本人遺骨問題も一歩前進に
 進み、本条得れば、本件を一般遺骨
 問題から切離し、引取りを勧誘したい。
 (韓国側の意向は和議中、1部を強制的に
 引取りを要する事はない)

4. 以上は、李氏の説明が真実であるか
 らぬを南係方面につき調査の上、それが
 真実であると認められた場合は、上記の議
 案内容の上、韓国側に対し、進めざる
 表題に於き、*特にソウル市当局が日本
 人遺骨の処置に困難に陥ると、わが国
 政府に有利なる結果を望むに、~~本~~

本件に關するわが国立場を説明し、

~~遺骨引取り~~の^{具体案} ~~実施~~ ~~に~~ ~~つ~~ ~~き~~ ~~異~~ ~~議~~

採用者おの旨申入れられ、結果回答ありたい。

なお、本件については、~~経済協力~~ ^{経済協力} 事業となり、慎重に取扱わねばならず、特に新聞等マスコミの対大騒動に取上げないよう留意指導ありたい。

5. 韓国側のおかがし申入れにない場合は、一書方への報告を簡潔にて、別途電海方針により行うにこする。

なお、本件電海の場合、協力に要請するべく ^{協賛者あり} ~~考慮~~ ^{考慮} している団体の一つである韓国協会が韓或は韓国通商社(住居^第4176号及び住居^第4286号等)に近く ~~駐在~~ ^{駐在} ~~事務所~~ ^{事務所} の存在であるので、同韓国通商社に対し、本件 ~~電海~~ ^{電海} 事情を陳述し、必要に応じて指導ありたい。

~~本件は~~ ~~電海~~ ~~2019年~~ ~~省~~ ~~の~~ ~~言~~ ~~へ~~ ~~て~~ ~~の~~ ~~事~~

遺骨に参拜及び遺骨の事情を南方に知らせる
 にこの際遺骨を刺戟する如き言動をさつ
 しむよういさむべく指導ありたい。

在ソウル市日本人遺骨の取り扱いの方針

昭和三十九年十月二十一日

外務省アジア課

1. 在韓日本人の遺骨については、わが方としては

諸種の事由によりこれを早急に処理する要

があるところ、韓国側が在日韓国人軍人

軍属の遺骨問題と在日韓日本人遺骨問

題と相互に関連させ一括に処理する

という立場から、わが方の現地調査、三

取り要請の受け付け、これが韓政府目下

不可解であるが、本件遺骨の所在場所

が近く韓韓501ソウル市当務所、その

処置に用いられる理由/口かんがひ、また在韓

在韓日本人遺骨の取り扱いの方針(副本)を基

として、本件と一般遺骨の問題から叩き出

~~2. 韓国側が~~ 南保建設から個別の申請
 引取りの申し出があった場合と同様に申請
 により、韓国側が許可するよう申し出る。

この申し込みに当っては、韓国側が引取り申請
 に応じざるため 申請にあつた申請が、この申請
 所の移轉のため、ソウル市当局がこの申請
 処置に困難に陥ることを、わが方としては然
 然と認むべきでない。この際この場合でも
 引取りをいといた上、^{この趣旨は、}
_{とす。}

2. 韓国側がこの申し込みに応じた場合
 申請は原則として全部日本に排排すること
 となる。但し、韓国側が創設、建設等
 につき好意的配慮がある場合は、この限り
 でない。

なお、本件交渉に当っては、韓国民の感情を
 刺戟せざるやう慎重に取扱うに留意し、特に
 新南を以てアスミが最大の取上げないよう
 留意すること。

3. 交渉は本表を限り民間レベルで行うこと
 とし、下記団体と協議し、遺族代表を含む
 実務団体等と決定し、(この外韓国的代表
 団体等も併せて考慮する) 日韓相互の
 民間団体間を交渉範囲と決定するよう指示
 し、~~最終的交渉~~ ^{細目決定次第} ~~最終的交渉~~ については、~~外交ルート~~ ^{日韓兩國}
 を通じて、韓国的了解を確 ~~→~~ ~~定~~ ~~す~~、~~交渉~~
 交渉代表により最終的に ~~最終的交渉~~ ^{最終的交渉} を行う
 事とする。

★ なお、本件交渉についての各書は、本年度
 予算に計上されているので(別添)慰霊碑
 等の構築費を除き、概ね内容はなにと

思われる。

言

在籍日本人協會

日僑總和會

中央日僑協會

東京日本經濟 (NIPPON KEIZAI SHINBUN)

韓国との協定処理方針

(1) 南米協定から個別の協定は取り
除かれるが、国内法題、定款等については
処理する。

(2) 一般協定は、国内個人及び団体
の介入を厳に排除し、日韓両国政府間で
協定の処理方針を決定し、その具体化の過程
で必要となる国内人を関与させる。

昭和十三年度

支那の対日関係の調査報告書

支那の対日関係

支那の対日関係の調査報告書

単位千円

① 支那の対日関係

528

② 支那の対日関係

113

1. 支那の対日関係

(陸海軍. 1500)

2. 支那の対日関係

3. 支那の対日関係

4. 支那の対日関係

③ 支那

46

Public Bureau of Statistics

計 687

支那の対日関係

687

支那の対日関係

2058

計

2745 千円

[在外事務]

韓国日本人墓地の調査及び遺骨整理費

単位千円

○ 諸謝金

韓国日本人墓地
調査謝金

385

○ 在外職員旅費

916

○ 渡印費

757

旅費、宿費、食費
 旅費、入印費、運送費 (1500、船費等)

計 ~~2058~~ 2058 千円

~~在韓日本人遺骨の調査、埋葬方針~~

わが国の
在韓日本人の遺骨 \rightarrow 埋葬方針

(1) 朝鮮引揚書から ^{埋葬方針} 数年表陳情があり、遺骨には
は、台湾の送別があった。時期がたれば、郵送に
対応するに必要である。

(2) 国会での相手が「国文が王族などなので
調査費を調査し、その送費を税金などにする。
国庫の負担に代りて送費をして、国庫に
必要である。

(3) 在韓日本人墓地は市街地に輸入され
11年が年々増える傾向がある。

(4) ^{日本人}遺骨を改葬に求める必要があり、韓国側は
この改葬の請求に微妙な民族
感情を「在」るものがある。

(1) 一般に、 $CC = \frac{1}{1+r} = \frac{1}{1+r} = \frac{1}{1+r} = \frac{1}{1+r}$

と、 $CC = \frac{1}{1+r}$ となる。

(2) 一方、在日外国人の CC は、 $CC = \frac{1}{1+r}$ となる。

また、在日外国人の CC は、 $CC = \frac{1}{1+r}$ となる。

したがって、 $CC = \frac{1}{1+r}$ となる。

この理由により、 $CC = \frac{1}{1+r}$ となる。

すなわち、